

第45回本部八重岳桜まつり出店要項

【1. 目的】

- ・本部八重岳桜まつりの円滑な運営に資するため、出店に関する要項を定める。

【2. 出店期間（テナント営業許可日時）】

- ・花見期間中の土日のみの出店とする。営業時間は下記のとおりとする。

令和5年1月21日（土）、1月22日（日） 10:00～19:00

1月23日（月）～2月5日（日） 10:00～18:00

※営業時間終了1時間後には電気の供給を止めますので営業時間終了後は速やかに片づけを行ってください。必要があれば各自で懐中電灯・ランタン等の照明器具を準備して下さい。

※出店する事業所は各週土日営業を必須とし、平日に営業することも可能とする。

【3. 実施場所】

- ・第45回本部八重岳桜まつり（桜の森公園管理棟前歩道及び駐車場）

※出店場所詳細については別紙参照

- ・募集店舗数【飲食店10店、物販2店舗、キッチンカー3台、農産物コーナー2店舗】

※キッチンカー及び農産物コーナーに関しては管理棟前駐車場を予定しており、給排水、電気設備は設けていないので各自で準備をお願い致します。

【4. 出店資格】

- ① 原則として、本部町飲食業組合員（以下「会員」という。）又は本部町商工会会員とする。

※会員は、会費等の未納が無い者。

- ② 予定店舗数を超える場合は、下記の「出店場所の決定方法について」と同様に出店の決定（抽選）を行う。

※キッチンカー及び農産物コーナーについては町内に限るものとする。

- ③ テナント会議へ参加できること。

- ④ 法令等により許認可を必要とする業種の場合、その許認可（簡易営業許可もしくは臨時営業許可証）をうけており、生産物賠償責任保険に加入していること。

- ⑤ 町内事業所を最優先とし募集店舗数に満たない場合、町外事業所も受入可能とする。

【5. 申込み方法及び受付期間】

- ① 期 間 令和4年12月8日（木）～令和4年12月16日（金）

午前9時～午後5時

- ② 申込先 本部町飲食業組合（八重岳桜まつり担当者宛て）

郵便番号：〒905-0205

住 所：本部町字山川969

電 話：090-1947-0355

※所定の「出店申込書」に必要事項を記入のうえ「身分証明書（運転免許証等）」を添えて郵送または直接手渡しにて申し込むこと。電話及びFAXでの申し込みは受付できません。

※簡易営業許可を必要とする業種は、許可証の写しと保険の加入者証の写しを提出すること。

※代表者の身分証明書（運転免許証）を提出すること。

【6. テナント会議（抽選会）】

- ・日時：令和5年1月5日（木）午後2時00分～
- ・場所：本部町産業支援センター 2F研修ホール

○出店場所の決定方法について

◀ 飲食店抽選順位 ▶

- ・管理棟前通路側

- （一番）町内で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業所で祭り開催期間中毎日出店できる事業者。
- （二番）町内で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業者。
- （三番）町内で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業者。
- （四番）町外で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業所で祭り開催期間中毎日出店できる事業者。
- （五番）町外で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業者。
- （六番）町外で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業者。

◎上記一番から順にグループごとにくじを引き若い番号順から出店場所を決める。

◀ 物販店抽選順位 ▶

- （一番）「町内で事業所を設け営業している事業者」および本部町飲食業組合に加入している事業所で祭り開催期間中毎日出店できる事業者。
- （二番）町内外で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業者。
- （三番）町内外で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業者。

◎上記一番から順にグループごとにくじを引き若い番号順から出店場所を決める。

◀ キッチンカー及び農産物コーナー抽選順位 ▶

- （一番）「町内で事業所を設け営業している事業者」および本部町飲食業組合に加入しており祭り開催期間中毎日出店できる事業所。
- （二番）町内で事業所を設け営業しており、飲食業組合に加入している事業所。
- （三番）町内で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業所

◎上記一番から順にくじを引き若い番号順から出店場所を決める。

【7. 出店料】

- 飲食店（町内 65,000 円、町外 75,000 円）
- 物販店（町内 45,000 円、町外 55,000 円）
- キッチンカー 30,000 円（町内に限る）
- 農産物コーナー 10,000 円（町内に限る）

※尚、公的機関等による出店料は別途まつり実行委員長または飲食業組合長が定める。

【8. 出店料の納付等】

- ① 出店料はテナント会議の日に納付し、場所等確定後辞退することはできない。
- ② 天災等によりまつり実行委員会が中止を宣言した場合（日程が短縮された場合）でも出店料は返金いたしません。
また、コロナの感染状況により、まつり実行委員会が中止を宣言した場合も出展料の返金は致しません。

【9. 店舗（テント）設営について】

- ① テント設営許可期間 令和5年1月17日（火）午前9時から
令和5年1月20日（金）午後5時まで
※保健所の（新規・更新）検査は、各自申請・連絡の上検査を受けてください。
- ② テナント撤去について→まつり終了後～翌日月曜日正午迄に終えてください。
- ③ 店舗（テント）について
・テント等は出店事業所各自でご用意下さい。
（上記出店料にテント設置費用は含まれておりません。）
※2間×3間（3.6m×5.4m）以内のテントを各自にてご準備下さい。
農産物コーナーは3.0m×3.0m以内のテントを各自にてご準備下さい。
- ④ 電気設備（発電機使用料は、上記出店料に含まれております。）
・店舗内の電気設備等の配線、準備等（電気コード、電球）は各自で行うこと。
※電気容量は、飲食店4KW、一般店2KWまでとする。
※電気使用可能（通電）時間は下記のとおりとする。
令和5年1月21日（土）、1月22日（日） 10:00～20:00
1月23日（月）～2月5日（日） 10:00～19:00

但し機械トラブル等による商品損失などの補償はできませんので、ご理解の上
ご使用ください。

【10. 出店業及び卸業者の搬入許可時間】

・各日とも、搬入は午前10時までにを行うものとし、テナント設営撤退以外は会場内に
車両は進入禁止とする。商品搬入は台車等使用する事。業者へ商品追加注文等の場合
において、入口前に車を駐車させないようにすること。

【11. 出店業者の遵守すべき事項】

- ① 出店は1事業所1店舗とする。
- ② 名義貸しは絶対に禁止する。該当者は、即撤退させるものとする。
- ③ 保健所の営業許可証は外から見える位置に原本を貼ること。
- ④ 出店者の商品等の管理については、各自で責任を持ち、実行委員会が指定した場所以外では出店してはならない。
- ⑤ 1事業者の出店スペースは2間×3間（3.6m×5.4m）となりますので、ラインを越えての営業は絶対にしないこと。農産物コーナーは3.0m×3.0mとなります。キッチンカーに関しては車両のサイズが3.6m×5.4m以内のものとする。
- ⑥ 営業時間を遵守すること。
- ⑦ 出店会場は風が強くふくことがあるので、土のう等の重りで対策を各自でとること。
- ⑧ まつり終了時間前に会場内へ車両の乗り入れは絶対にしないこと。
- ⑨ **未成年者へのアルコール類の販売・提供を行ってはならない。**
- ⑩ **未成年のアルコール販売への従事、提供を行ってはならない。**
- ⑪ 出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- ⑫ 各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃をきちんと行うこと。ゴミの収集後にゴミ捨てを禁じます。各自で持ち帰ること。
- ⑬ 飲食店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- ⑭ 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁ずる。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理すること。
- ⑮ テナントの地べたにブルーシートを敷き油等で汚さないようにすること。油等で地べ

たを汚した場合は各自できちんと掃除をすること。

- ⑯ テナント業者の駐車場は管理棟前駐車場とし、駐車場の奥側へ駐車すること。
- ⑰ コンセントは1事業者1つ（2口）とする。
- ⑱ 保健所から指摘された事項については必ず改善を実施すること。
- ⑲ 出店業者は、テント内に消火器（有効期限内のものに限る）を必ず設置すること。
- ⑳ ガスボンベはテントの外に置くこと。
- ㉑ 発電機の持ち込み及び使用の禁止。（キッチンカーを除く）
- ㉒ まつり開催時間中に商品・材料等を搬入する場合は会場入口に車両を停めないこと。駐車場に車を停めて台車で運ぶこと。
- ㉓ 出店申込受付期間を過ぎた後に出店を辞退・キャンセルをした場合、本まつり及び本部海洋まつりへの出店を3年間は認めないものとする。
- ㉔ まつり実行委員会で食券を発行します。飲食店業者は食券の対応をお願いします。食券はまつり終了後から2週間以内に精算して下さい。それ以降はいかなる理由があっても換金に応じません。精算窓口は本部町役場企画商工観光課となります。精算の際に領収書の準備をお願いします。
- ㉕ 各店舗の売上報告をお願いします。
- ㉖ 出店業者は営業従事者に対し、この要項を熟知させ遵守させること。
- ㉗ 出店に関する事（まつり運営に関する事も含む）は、実行委員会または出店管理担当者（飲食業組合）の指示に従ってください。
- ㉘ カセットコンロ及び木炭の持ち込みを一切禁止する。
- ㉙ 出店業者はコロナ対策ガイドラインを遵守し、コロナウィルスの感染拡大防止を徹底すること。
 - ア 出店事業者はマスクの着用を行う
 - イ 定期的な手洗い、手指消毒を行う
 - ウ お客様との接触機会の減少と飛沫防止に努める
 - エ お客様との接触があった場合はその都度、手指消毒を行う
 - オ スムーズに注文が出来るようにわかりやすくメニュー一覧を表示する
 - カ 注文を受ける際にお客様同士が密にならない（1mの間隔）ように動線を確保する
- ⑳ 設営時の注意点として、テントなどの大きな機材に関しては積み下ろし後、速やかに車両を移動し、細かい器具類等は駐車場より台車等で運んでください。通行車両の妨げにならないよう十分注意してください。

【12. その他】

- ① 万一盗難等の不測の事態が生じても実行委員会は一切の責任を負えません。（貴重品は置かぬよう各出店業者においても厳重に管理してください。）
- ② この要項に規定されていない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
- ③ 主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命ずることができる。尚、その場合出店料金は返さないものとし、今後本まつりを含め本部町及び商工会が担当する全てのイベント等に係る出店を受け付けない。

